

事件報道から学ぶ（不法就労助長事件）

昨日（6月22日）の読売新聞夕刊の記事ですが、見出しに「不法就労外国人をウーバー配達員に」「容疑で日本法人書類送検」とあり、興味を持ちました。記事の内容は、「不法残留のベトナム人を働かせたとして、警視庁は22日、料理宅配大手『ウーバーイーツジャパン』（東京）の『日本代表』の女（47）ら2人と法人としての『ウーバージャパン』（東京）を入管難民法違反（不法就労助長）容疑で東京地検に書類送検した。

都内では昨年、不法残留などのウーバー配達員が184人確認されていたという。発表によると、2人はウーバーイーツの責任者などを務めていた昨年6～8月、在留期間が過ぎたベトナム人2人の在留資格を十分に確認しないまま、都内で配達員として不法就労させた疑い。日本代表の女は『直接報告を受けていない』と否認している。

ウーバーイーツでは当時、外国人を配達員として登録する際、在留カードやパスポートの画像を専用サイトに送信させて在留期限などを確認していたが、他人の情報で不正登録するケースが多発。警視庁は、ウーバーイーツ側の確認が不十分だったと判断した。その後、外国人を登録する際は、直接面談を行うなど、チェック態勢が強化されたという。」としてあります。

さて、このところ、生活環境の変化や利便性を求める人々の増加に伴い、料理の宅配需要が大きく伸びています。中でもウーバーイーツの活躍は目覚ましく、背中に大きなモスグリーン色の箱を背負いバイク、自転車で運んでいる姿をよく目にします。当然、外国人の方がこの仕事に係わっていることは大いに予想されることです。

事件の内容は、在留期限が切れたベトナム人2人の在留資格を十分に確認しないままウーバーイーツの配達員として不法就労させた疑いであります。なお、不法就労とは、

- ・ 不法滞在者（オーバースティ）や退去強制の処分を受けている者が働く
- ・ 出入国在留管理庁から働く許可を受けずに働く
（留学生、難民認定申請中の者が許可を得ないで働く）
- ・ 働くことが認められている外国人がその在留資格で認められた範囲を超えて働く
（調理人や語学学校教師として認められた人が工場で単純労働をすること、留学生が許可された労働時間を超えて働く）

場合などが該当します。

また、今回、報道されている入管法違反の不法就労助長罪とは、

- 1 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者
- 2 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者
- 3 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に関しあつせんした者が処罰の対象となっています。また、事業主も処罰の対象となります。

本件では、上記番号1の「事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者」の条項が適用されています。

ウーバーイーツの配達員が、ウーバージャパン（以下 {会社} と称す。）とどのような労働契約を結んでいたか、即ち、雇用契約であったのか、業務委託契約であったのかつまりらかではありません。

一般にウーバーイーツの配達員は、個人事業主と見做^{みな}されています。しかし、今回の事件では、会社の責任者らが配達人に「不法就労させた」との容疑事実を捉えて立件しています。

会社がベトナム人を自社業務の配達員に登録する際に、本人のパスポートや在留カードをしっかりと確認する義務を怠っていたとのことです。

まず、ウーバーイーツの事業活動ですが、自社と契約している顧客（料理店）のもとに注文が入ると、ウーバーイーツアプリが最も近くにいる登録配達人を呼び出し、配達人を料理店に向かわせ、料理を受け取らせて注文主に配達させるという業務であります。

当然そこにはウーバーイーツと配達員との間に、主従関係が生じてきます。

会社からの配達依頼に対し、配達員にはこれを受けるか否かを選ぶ自由があまりないこと、会社が契約している顧客（料理店）からの配達物（調理品、食物）の受け取り、配達先（注文主）への配達は一定時間内に行うなどの取り決めがあるようです。

更に配達員の報酬^{ほうしゅう}についても、配達料金を会社側が決め、料金は注文客がクレジット決済により会社に支払うものの、配達距離に応じて報酬が増額されるとのことです。

警察では、こうした業務形態を捉え、ウーバージャパンには配達員に対する業務遂行上の指揮権があると判断したものとします。

ウーバーイーツでは、配達員を登録するに際し、本来なら在留カードにより、在留資格の種別、在留期限、資格外活動許可の有無（包括許可か個別許可か）、その在留資格が許容する仕事の範囲や仕事の内容との整合性についてのチェックをすべきでした。

しかし、会社では配達申込人をして、在留カードの画像を専用サイトに送信させて在留期限などを確認していたとの報道であり、これでは本人確認としては不十分であるとの指摘は免れません。なぜなら、ウーバーイーツの配達員については、以前から他人のアカウントを使用して配達員として稼働していたケースがあるとの情報が流れていたからです。

また、他人の情報（在留カード券面に記載の各要件）に背乗り（ハイノリ）し、つまり、他人に成りすまして配達員として登録していたケースが多発していたともあります。

都内では昨年、不法残留などのウーバーイーツ配達員184人が確認されたとあり、その後、ウーバーイーツでは外国人を自社の配達員として登録するに当たっては、当該外国人の在留資格の有無、在留期限等の身分確認を本人との直接面談で行うなどチェック態勢を強化したともあり、今後、注視していきましょう。

報道の事例に鑑み、留学生の皆さんに注意して頂きたい点を述べておきます。

卒業後に不法残留にならないことは勿論のこと、在学中に他人に自分の在留カードを使わせないこと、仮にそうした誘いがあったときには、先生方に報告して対処して下さい。